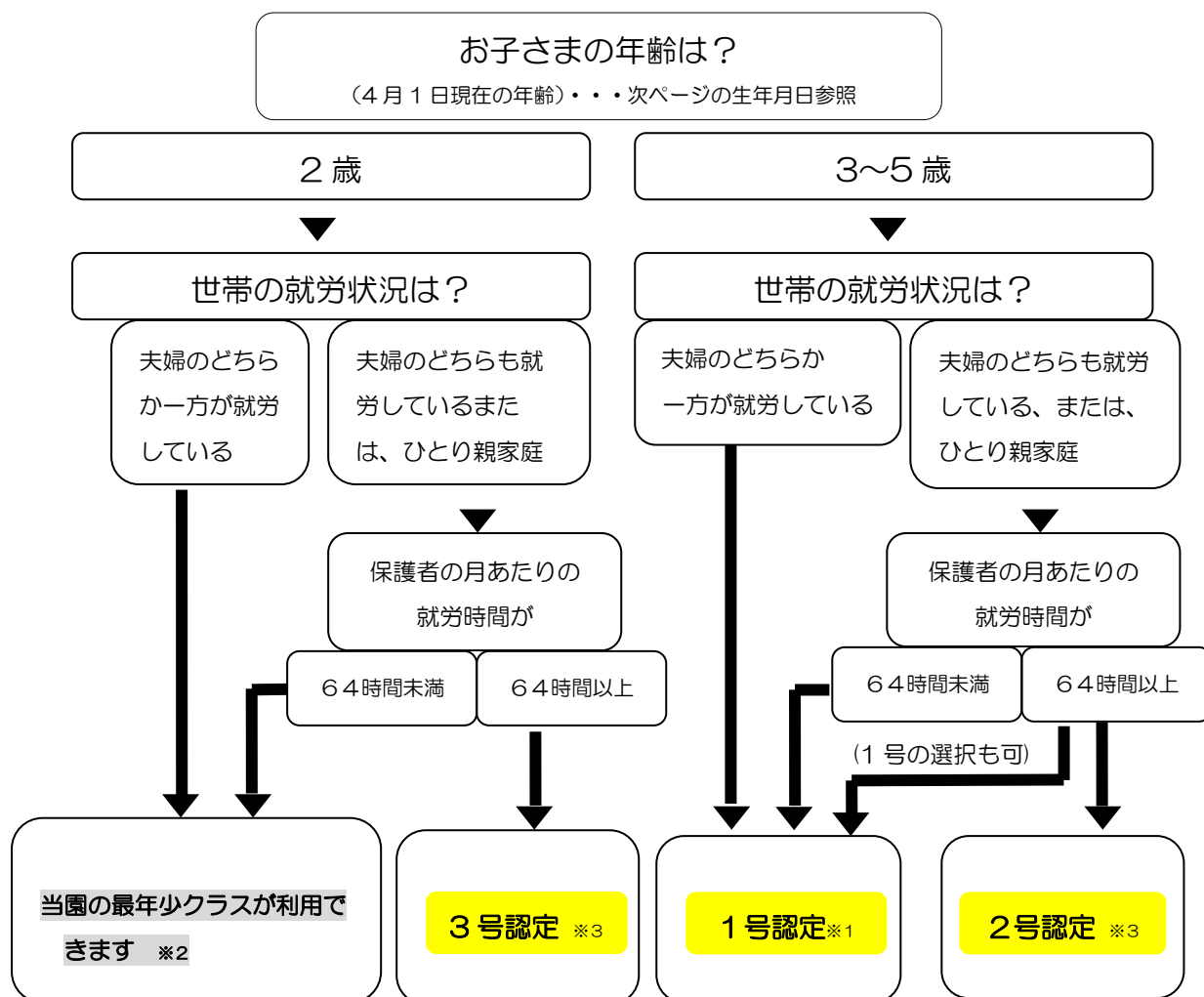


《入園手続きの前に認定こども園について知っておくこと》

当園は、2歳児から5歳児をお預かりする幼保連携型認定こども園です。当園への入園を希望される方は、下記のいずれかの区分の支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

尚、2歳児で認定を受けられない方は、最年少クラスを利用することができます。

下記の表は就労を条件とする場合の区分です。お子さまが認定を受けることのできる区分を確かめましょう。



※1 保育終了後、ホームクラス（預かり保育）を利用することができます。

※2 最年少クラスは、保護者の就労に関係なく利用できます。（週2、5日の登園日数の選択が可能です。）

お誕生日を迎えたら満3歳児となり5日登園になります。

※3 2号・3号認定を受けるには、保護者が次の事由のいずれかに該当することが必要ですので、詳しくはお住まいの市にお問い合わせください。

就労（月64時間以上労働することが常態であることが要件）

妊娠・出産

保護者の疾病・障がい

介護（同居の親族（長期入院などしている親族を含む）を常時介護・看護している場合）

災害復旧

求職活動

就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

その他、上記に類する状態として市長が認める場合